

平成30年度大磯町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度大磯町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,244,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
622,868	4,713	627,581
111,071	4,713	115,784
3,239,724	4,713	3,244,437

歳 出

款	項
3 地 域 支 援 事 業 費	
	1 地 域 支 援 事 業 費
5 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
134,483	0	134,483
134,483	0	134,483
90,033	4,713	94,746
90,033	4,713	94,746
3,239,724	4,713	3,244,437

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成31年4月1日から契約の履行を必要とする業務	平成30年度～平成31年度	平成31年4月1日から契約の履行を必要とする業務にかかる金額